特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
7	児童手当の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

嬬恋村は、児童扶養手当の申請受付・支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	児童扶養手当の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

群馬県嬬恋村長

公表日

令和5年2月1日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	・児童手当法等の規定に則り 　対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。(*1) ・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。(*1) 　(*1)子育てワンストップサービスを導入する場合 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能（マイナポータル）　※子育てワンストップサービスを導入する場合

2. 特定個人情報ファイル名
児童手当受給者ファイル 児童手当児童ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第二十七号）（以下、番号法）　第9条第1項、別表第一　第56項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第44条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第9条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二　74、75、121の各項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）　第40条、第40条の2、第59条の4 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第26、30、87、106の各項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）　第19条、第44条、第53条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉課　　群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前110番地　　0279-96-0512

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉課　　群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前110番地　　0279-96-0512

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和3年6月30日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和3年6月30日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署	①部署　住民福祉課 ②所属長の役職名　住民福祉課長	①部署　健康福祉課 ②所属長の役職名　健康福祉課長	事後	機構改革による修正
令和3年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	請求先　　住民福祉課　群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前１１０番地　0279-96-0515	請求先　　健康福祉課　群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前１１０番地　0279-96-0512	事後	機構改革による修正
令和3年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	請求先　　住民福祉課　群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前１１０番地　0279-96-0515	請求先　　健康福祉課　群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前１１０番地　0279-96-0512	事後	機構改革による修正
令和3年6月21日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携の②法令上の根拠	番号法第１９条7号	番号法第１９条8号	事後	法令改正による修正
令和5年1月12日	3. 個人番号の利用　法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法）　第9条第1項、別表第一　第56項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号）　第44条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第二十七号）（以下、番号法）　第9条第1項、別表第一　第56項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第44条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第３８号）第9条	事後	公金受取口座情報提供関係
令和5年1月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第１９条8号、別表第二　第74項及び第75項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）　第40条及び第40条の2 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第26、87項並びに内閣府・総務省令第七号　第7条、第19条、第44条	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二　74、75、121の各項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）　第40条、第40条の2、第59条の4 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第26、30、87、106の各項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）　第19条、第44条、第53条	事後	公金受取口座情報提供関係